平成２４年（フ）第２７６９号
横浜市保土ケ谷区今井町902番地14
債務者　有限会社Ｄｏｕｂｌｅ
代表者取締役　池田　哲也
1　決定年月日時　平成25年１月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　船津　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月８日午前11時10分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４８６号
金沢市富樫３丁目１番35号
債務者　ビーラゲイン株式会社
代表者代表取締役　中山　千恵
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長原　悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月11日午後１時45分
金沢地方裁判所

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第２３１９号
福岡県飯塚市目尾1188番地54
債務者　平井　和久
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡崎　信介
4　破産債権の届出期間　平成25年２月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月21日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４８９号
金沢市荒屋町イ39番地９、従前の住所金沢市疋田３丁目55番地
債務者　吉本　昌代
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　依子
4　破産債権の届出期間　平成25年２月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月10日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成25年４月３日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１２２号
岡山県美作市巨勢1524番地
債務者　今井　里美（旧姓西田）
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　隆
4　破産債権の届出期間　平成25年３月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月８日午後１時50分
6　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第７３９号
熊本市南区出仲間５丁目４番11号　105、前住所熊本市中央区出水６丁目２番22号　サンマークス出水602
債務者　萱本久仁夫
1　決定年月日時　平成25年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　宏之
4　破産債権の届出期間　平成25年２月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月５日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７２７号
熊本県山鹿市宗方通212番地
債務者　戸上　昭子
1　決定年月日時　平成25年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　益田　博文
4　破産債権の届出期間　平成25年２月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月14日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１３９０号
東京都武蔵村山市大南２丁目149番地の16鈴木ミニマンション101号
債務者　照井　広明
1　決定年月日時　平成25年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斎藤　和将
4　破産債権の届出期間　平成25年２月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月18日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５２３号
大分県別府市大字鶴見500番地の42
債務者　穴井　功二
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥越　徹
4　破産債権の届出期間　平成25年２月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月26日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２３１１号
福岡市東区香椎駅前３丁目17番21―412号
債務者　伊藤　史義
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　慶樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月11日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４５２号
石川県野々市市本町６丁目15番33号
債務者　本島　進（旧姓中泉）
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋詰　哲朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２３００号
福岡県大野城市雑餉隈町１丁目５番11―403号ファーネスト春日原
債務者　田中　健治
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田　雅章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７７号
群馬県桐生市相生町５丁目313番地の11
債務者　長澤　仁
1　決定年月日時　平成25年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第７８号
群馬県桐生市相生町５丁目313番地の11
債務者　長澤　朝子
1　決定年月日時　平成25年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第１０９号
山形県長井市成田1372番地２、前住所山形県西置賜郡白鷹町大字鮎貝5195番地
債務者　迎田　與助
1　決定年月日時　平成25年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細谷　伸夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月18日午前11時５分
5　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
山形地方裁判所米沢支部